

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平和子

被 告 国

文書提出命令申立てに対する意見書


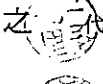
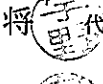










平成31年3月27日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

中	野	雅	文
五	味	亮	一
松	下		洋
宇	野	文	裕
早	川	則	夫
田	原	裕	之
高	橋	一	平
輪	倉	真	也
水	谷	俊	彦
石	田	潤	一
堀	内	理	恵

松	本	洋	平	
原	田	直	樹	
廣	瀬	雅	哉	
町	田	一	仁	
濱	本	正	美	
引	田	雅	樹	
杉	崎	健	二	
山	本	裕	一	
瀬	戸	隆	宏	
中	村	明	弘	
蓮	見	真	澄	
佐	女 木	香 保	里	
田	口		武	
倉	田	崇	嗣	
瀬	戸	孝	幸	
鈴	木	陽	介	
松	尾	友	彦	
伊	藤	慎	吾	
増	田	秀	樹	

古	賀	直	樹 
川	邊	祥	之 
松	田	幸	將 
葉	山	早	紀 
金	澤	啓	一 
菊	池	哲	史 
大	隈		護 
田	村		徹 
佐	伯		治 
鈴	木	悦	子 
加	瀬		幹 
中	井		研 
小	山	信	吾 

被告は、本書面において、原告の2019（平成31）年1月10日付け文書提出命令申立書（以下「文書提出命令申立書」という。）による文書提出命令の申立てに対し、以下のとおり意見を述べる。

略語等については、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 文書提出命令の必要性がないこと

- 1 原告の請求は、主張自体失当であることのみをもって排斥されるべきものであるから、本件においておよそ証拠調べの必要性はないこと

答弁書第5の2(2)及び(3)（40ないし44ページ）被告第2準備書面第2の2（8ないし13ページ）並びに被告の平成30年10月15日付け第3準備書面（以下「被告第3準備書面」という。）第1の2(1)（4, 5ページ）で述べたとおり、原告の主張する「平和的生存権」や「自衛官の母という特別な地位にある原告の平和的生存権」は、国賠法上保護された権利ないし法的利益ではなく、原告の主張は、主張自体失当である。

そして、このような場合において、原告の請求は、その請求原因の主張に不備があることのみによって、主張自体失当として排斥されるべきことは、被告第1準備書面第2の1(1)イ（5, 6ページ）及び被告第3準備書面第1の2(2)（5, 6ページ）で述べたとおりである。

したがって、原告の請求に係る主張は、主張自体失当として、そのことのみによって排斥されるべきものであるから、本件においては、およそ証拠調べを行う必要性はない。そのため、原告が提出を求める各文書（以下「本件対象文書」という。）について、文書提出命令の必要性はない。

- 2 原告の必要性に関する主張は、失当であること

原告は、本件対象文書によって、自衛隊の南スーダンへの派遣がPKO参加五原則を満たしておらず、憲法9条に違反するものであること及び派遣された自衛官が精神疾患になり得るような心身の危険にさらされた環境下にあったこ

とを立証するために、必要不可欠であると主張する（文書提出命令申立書第5の1ないし3〔2ないし6ページ〕）。

しかしながら、原告が本件対象文書によって立証しようとする事実は、原告の権利利益の存在等を何ら基礎づけるものではない。したがって、原告の本件対象文書に係る文書提出命令の必要性に関する主張は、失当である。

3 まとめ

以上述べたところに照らせば、原告の本件対象文書に係る文書提出命令申立ては、その必要性がないことが明らかであり、直ちに却下されるべきである。

第2 本件対象文書は民事訴訟法（以下「民訴法」という。）220条4号口に該当するため、被告に文書提出義務はないこと

本件対象文書に係る文書提出命令の申立てに必要性がなく、直ちに却下されるべきであることは上記第1で述べたとおりであるが、以下においては、さらに、本件対象文書が民訴法220条4号口に該当する文書であって、被告に文書提出義務がないことを述べる。

1 民訴法220条4号口の解釈等

(1) 「公務員の職務上の秘密に関する文書」の意義

民訴法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう（最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

(2) 「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民訴法220条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがある

ることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解されている（上記最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

2. 本件対象文書のうち甲A第80号証ないし甲A第180号証（以下「甲A第80号証等」という。）の非開示部分について

(1) 甲A第80号証等の非開示部分に記載されている内容の概要等

甲A第80号証等の非開示部分には、南スーダン派遣施設隊長から当時の陸上自衛隊中央即応集団司令官に対し、南スーダンの情勢、外国部隊の配置、部隊長等のスケジュールを含む派遣施設隊等の活動内容・活動成果、事後の活動予定、装備品や人員などの部隊の状況に関する報告が詳細に記載されている。

(2) 甲A第80号証等の非開示部分は、民訴法220条4号口の文書に該当すること

ア 甲A第80号証等の非開示部分は、「職務上の秘密に関する文書」であること

(ア) 公務員が職務上知り得た非公知の事項であること

上記(1)の記載内容は、公務員である南スーダン派遣施設隊長が、職務上知り得た非公知の事項である。

(イ) 実質的にも秘密として保護に値すること

そして、これらの内容は、次に述べるとおり、実質的にも秘密として保護に値するものである。

a 南スーダンの情勢に関する記載内容について

南スーダンの情勢に関する記載内容には、他国等から入手した情報や、南スーダン派遣施設隊の情報収集能力が明らかになる情報が含まれる。そして、これらが明らかになると、他国や国連との信頼関係が損なわれたり、自衛隊の運用体制等が推察され自衛隊の任務の効果的

な遂行に支障を生じたりすることとなる。したがって、これらの記載内容は実質的にも保護に値するというべきである。

b 外国部隊の配置に関する記載内容について

外国部隊の配置に関する記載内容には、他国等から入手した情報であって、自衛隊の警備等の自衛隊の運用体制が推察される情報が含まれる。そして、これらが明らかになると、他国や国連との信頼関係が損なわれたり、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を生じたりすることとなる。したがって、これらの記載内容は実質的にも保護に値するというべきである。

o 部隊長等のスケジュールを含む南スーダン派遣施設隊等の活動内容・活動成果、事後の活動予定、装備品や人員などの部隊の状況に関する記載内容について

部隊長等のスケジュールを含む南スーダン派遣施設隊等の活動内容・活動成果、事後の活動予定、装備品や人員などの部隊の状況に関する記載内容には、南スーダン派遣施設隊の情報収集能力や警備を含めた運用体制等が推察される情報が含まれる。そして、これらが明らかになると、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を生じることとなる。したがって、これらの記載内容は実質的にも保護に値するというべきである。

イ 甲A第80号証等の非開示部分は、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」文書であること

上記ア(イ)で述べたとおり、甲A第80号証等の非開示部分に記載されている内容が明らかになると、他国や国連との信頼関係が損なわれたり、南スーダン派遣施設隊の情報収集能力や警備を含めた運用体制等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じたりするおそれがある。

そのため、将来、他国や国連から必要な情報を得ることができなくなり、

我が国の外交又は防衛等に著しい支障が生じるおそれや、自衛隊の能力や警備要領が明らかとなり我が国の安全が害され、自衛隊の運用等の変更を強いられるなどの事態が生じるおそれが具体的に生じることになる。

したがって、甲A第80号証等の非開示部分は、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書である。

(3) 小括

以上のとおりであるから、甲A第80号証等の非開示部分は、民訴法220条4号ロに該当する文書に当たり、被告に文書提出義務はない。

3 本件対象文書のうち甲A第204号証の非開示部分について

(1) 甲A第204号証の非開示部分に記載されている内容の概要等

甲A第204号証の非開示部分には、南スーダン派遣施設隊に所属していた自衛官の階級及び氏名のほか、南スーダン派遣施設隊等の衛生状況として、患者発生状況、衛生支援実施状況（防疫、救護支援、衛生教育等）、現地の感染症等の疫学的情報、その他現地の衛生関連情報が記載されている。

(2) 甲A第204号証の非開示部分は、民訴法220条4号ロの文書に該当すること

ア 甲A第204号証の非開示部分は、「職務上の秘密に関する文書」であること

(7) 公務員が職務上知り得た非公知の事項であること

上記(1)の記載内容は、公務員である南スーダン派遣施設隊長が、職務上知り得た非公知の事項である。

(イ) 実質的にも秘密として保護に値すること

そして、これらの内容は、次に述べるとおり、実質的にも秘密として保護に値するものである。

a 南スーダン派遣施設隊に所属していた自衛官の階級及び氏名に関する

る記載内容について

甲A第204号証に記載されている自衛官の階級及び氏名は、当該自衛官が罹患していた疾病の名称等及び処方されていた薬剤と関連づけて記載されているものであって、自衛官の階級及び氏名が明らかになると、個人の健康状態という自衛官の極めて高度なプライバシー情報が明らかになる（なお、南スーダン派遣施設隊の隊員たる自衛官の氏名等はそもそも、原告が主張する「自衛官が精神疾患になり得るような心身の危険にさらされた環境下にあったか否かを判断する上で重要な」部分であるとは言えないことは明らかである。）。また、自衛官個人の氏名が明らかになると、将来、海外派遣された場合には氏名等が明らかになるリスクが生じることから、自衛官が海外派遣に萎縮するようになり、これによって将来の海外派遣において部隊編成が困難となるなど自衛隊の任務の効率的な遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、これらの記載内容は実質的にも保護に値するというべきである。

b 南スーダン派遣施設隊等の衛生状況に関する記載内容について

南スーダン派遣施設隊等の衛生状況に関する記載内容には、他国等から入手した外国軍等に関する情報や、自衛隊の運用体制等が推察される情報が含まれる。そして、これらが明らかになると、他国や国連との信頼関係が損なわれたり、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障が生じたりすることとなる。したがって、これらの記載内容は実質的にも保護に値するというべきである。

イ 甲A第204号証の非開示部分は、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」文書であること

上記ア(イ)で述べたとおり、甲A第204号証の非開示部分に記載されている内容が明らかになると、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障が生じ

たり、他国や国連との信頼関係が損なわれたりするおそれがある。

そのため、将来、自衛隊が国連PKOに参加することや他国や国連から必要な情報を得ることが困難となるおそれのほか、我が国の安全が害され、自衛隊の運用等の変更を強いられるなどの事態が生じるおそれが具体的に生じることとなる。

したがって、甲A第204号証の非開示部分は、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書である。

(3) 小括

以上のとおりであるから、甲A第204号証の非開示部分は、民訴法220条4号ロに該当する文書に当たり、被告に文書提出義務はない。

第3 結論

よって、原告の文書提出命令の申立ては、必要性がなく、直ちに却下されるべきであるし、さらに、本件対象文書が、民訴法220条4号ロに該当し、被告に文書提出義務が認められる余地がないことから、直ちに却下されるべきである。

以上